OPEN 2021

令和2年度

大阪大学
第3期中期目標期間
中期目標・中期計画・年度計画

第３期中期目標・中期計画とともに

大阪大学では、執行部と部局等の連携のもと、第３期中期目標・中期計画の策定を進めてきましたが、平成 28 年３月 31 日付でそれらについて文部科学省から正式な認可を受けました。

中期目標・中期計画は、ミッションの再定義や国立大学改革プランなどの国から提起されている諸課題に対し本学がどのような取り組みを実施するかを公に約するものでもありますが、また同時に本学の特色や将来ビジョンを社会に対して積極的にアピールするツールでもあります。

大阪大学の第３期中期目標・中期計画においては、「OU ビジョン 2021」で示された理念を踏まえつつ、前文で以下のような基本的な目標を提示し、さらにこれらの目標を具体化するものとして、「教育」、「研究」、「社会連携・社会貢献」、「グローバル化」、「業務運営」の５項目のもとにそれぞれ実施する計画を記載しています。

〇大阪大学は、その源流である懐徳堂と適塾の精神を継承し、世界に開かれた大学、世界に貢献する大学となることを志す。
〇多様な知の協奏と共創によって、学問の真髄を極める高いレベルの教育研究を追及する。
〇新たな学術領域の創成、専門分野を超えた知の統合学修を通じて地球規模の社会問題を解決し、人間性豊かな社会の創造に大きく貢献する人材を輩出する。

本リーフレットは、第３期中期目標・中期計画と平成 30 年度の年度計画を、教職員の皆様が参照しやすいように一覧化したものです。

皆様には、本リーフレットを「OU ビジョン 2021」とともに手元におき、また関係部局の中期計画と年度計画なども参照しつつ、日常の教育研究や社学連携の活動あるいは大学の種々の業務が本学のビジョンや中期目標・中期計画の実現にどのように関わっているのかを常に確認するためにご活用いただければと存じます。

計画評価担当理事
三成　賢次

【参考】

「中期目標」: 各国立大学法人の基本理念や長期的な目標を実現するために当面の６年間で各法人が達成しようとする目標を定めるもので、国立大学法人の意見に基づき文部科学大臣によって定められます。

「中期計画」: 中期目標に定める内容を達成するための具体的な計画です。これは中期目標の達成状況を把握する際に用いられる具体的な要素でもあり、国立大学法人が作成して文部科学大臣の認可を受けるものです。

「年度計画」: 中期計画について年度ごとにどのように遂行していくかを定めたものをいいます。

第3期中期目標・中期計画の概要

参　考

-第3期中期目標（平成28年3月1日付け（文部科学大臣提示）、平成31年3月26日付け（文部科学大臣変更提示））-
-第3期中期計画（平成28年3月31日付け（文部科学大臣認可）、令和2年3月25日付け（文部科学大臣変更認可））-

中期目標の前文

○　大阪大学は、その源流である懐徳堂と適塾の精神を継承し、世界に開かれた大学、世界に貢献する大学となることを志す。
○　多様な知の協奏と共創によって、学問の真髄を極める高いレベルの教育研究を追求する。
○　新たな学術領域の創成、専門分野を超えた知の統合学修を通じて地球規模の社会問題を解決し、人間性豊かな社会の創造に大きく貢献する人材を輩出する。

■第3期中期目標・中期計画の主要事項

教育

高度な専門知識と豊かな教養、高いデザイン力を有し、社会を牽引する「知」を備えた人材を育成。

✓ 新たな学位プログラムの構築、高度汎用力教育プログラム等の実施
✓ 教育の質保証と国際標準化（シラバスの実質化、科目番号制の導入等）
✓ 学事暦の改革によるグローバルな教育交流の強化
✓ 新たな総合入試制度を平成29年度から導入し、入学定員の約10%を受け入れ

研究

イノベーションの推進や心豊かで平和な社会の実現のため、学内の多様性を強みとした異分野融合による新たな学術領域の創造と学術研究の推進により、学問の真髄を究める基礎・基盤研究を振興。

✓国際共同研究推進プログラムをはじめとする様々な制度を活用した国際ジョイントラボ等を増加（平成33年度末までに80件）
✓異分野融合を含めた学術領域を創成するための母体となる組織の設置（平成33年度末までに10領域程度）
✓優れた業績を誇る研究者の招へい（評価連動型年俸制、クロス・アポイントメント制度等の活用）
✓若手研究者の支援（若手研究者キャリアアップ支援プログラムやチャレンジ支援プログラム等）

社会貢献・社会連携

社会ニーズを先取りしたオープンイノベーションを創出すべく、産学官の戦略的かつ包括的な連携を強化・推進し、本学の研究成果を国内外に広く還元。

✓ 協働研究所や共同研究講座等の阪大方式の産学連携制度を深化（平成33年度末までに新規テーマに取り組む講座・研究所を40以上設立）
✓ 研究者の研究成果公開などの活動（アウトリーチ活動）の推進

グローバル化

徹底した「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、多様な知の協奏と共創を具現化する世界展開力を強化。

✓ 学生の海外派遣増加、留学生の受入増加（平成33年度までに派遣８%、受入15%）
✓ 大学間学術交流協定の増加（平成32年度末までに120件）
✓ 外国人教員の増加（平成33年度末までに400名程度）

業務運営

総長のリーダーシップのもと、機動的・弾力的な組織運営を行い、構成員の合意形成と透明性の確保を旨とする経営戦略に基づくガバナンスを構築。

✓ 大学の強みや特色を生かした機動的なガバナンス体制を構築
✓ 学内資源の戦略的な配分
✓ 若手研究者の支援（平成33年度末までに、若手教員の割合を30%程度に増加）

第３期中期目標・中期計画・年度計画（令和２年度）

中期目標 （平成 28 年３月１日　文部科学大臣提示） （平成 31 年３月 26 日 文部科学大臣変更提示）	中期計画 （平成 28 年３月 31 日　文部科学大臣認可） （令和２年３月 25 日　文部科学大臣変更認可）	年度計画（令和２年度） （令和２年３月 27 日　文部科学大臣届出）
（前文）大学の基本的な目標		
世界には、民族、宗教、言語、制度、習慣などの多様性が存在する。この多様性は、革新的なイノベーションの創出や人類社会の発展にとって不可欠である一方で、時として、グローバル社会の健全な発展にとっての障壁にもなりうる。21 世紀の人類は、こうした様々な要因が複雑に絡み合って噴出する社会の課題を解決するとともに、最先端の科学や技術開発がもたらす恩恵等を通して、人間性豊かな社会を構築しなければならない。そして、それを成し遂げるためには、学問の府である大学が、学問を介して多様な知の協奏と共創の場になることが必須である。未来を切り拓く原動力はここから生まれる。 こうした背景を踏まえ、大阪大学は、その源流である懐徳堂と適塾の精神を継承し、優れた頭脳と才能が互いに切磋琢磨し、その潜在力を最大限に引き出しうる充実した環境を提供し、世界最高水準の教育研究を目指す。世界に貢献する大学として、異分野融合による新学術領域の創成や専門分野を超えた能動的な知の統合学修を通じて、様々な要因が複雑に絡み合っている地球規模の社会的課題を独創的なアプローチで解決するとともに、最先端の科学や技術の発展を推進し、人		

間性豊かな社会の創造に大きく貢献する人材を輩出する。 　大阪大学は、学問の真髄を極める卓越した教育研究を追求するとともに、学問を介して、知識、技術、経験、立場などの多様性を有する人々との相互理解と協働を通じて、イノベーションを創出する。「地域に生き世界に伸びる」をモットーとする大阪大学は国内外の市民や行政、経済、産業界などの幅広いパートナーと手を携え、社会と大学が「知と力」を合わせた創造的な活動を展開するという共創を通じて、優れた成果を世界に還元する。そして、社会変革に貢献する世界屈指のイノベーティブな大学を目指して、持続的に発展し活力ある社会を創出する人材の育成や新たな価値の創成といった、グローバル社会が求める負託に応えていく。		
◆　中期目標の期間及び教育研究組織		
１　中期目標の期間		
平成 28 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの６年間とする。		
２　教育研究組織		
この中期目標を達成するため、別表１に記載する学部及び研究科を、別表２に記載する国際共同利用・共同研究拠点、共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く。		
Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標	Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
１　教育に関する目標	１　教育に関する目標を達成するための措置	

（１）教育内容及び教育の成果等に関する目標	（１）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	
１．イノベーションを創出するため、高度な専門知識と豊かな教養、深い国際性と高いデザイン力を有し、社会を牽引することができる「知」を備えた人材を育成する。	１－１．高度な専門知識を身に付けさせるため、新たな科目の企画と提供科目等の見直しを通じて、学位プログラムに基づく社会の要請も踏まえた体系的なカリキュラムに全学的に刷新し、新たに平成 29 年度から順次提供し、平成 33 年度までに完成させる。	１－１－１．各部局は新教育モデルに対応した新カリキュラムを年次進行により提供する。また、新カリキュラムの実施により生じた諸課題を洗い出し、対応方法を検討するため、学生アンケートを実施する。教育課程委員会のもとに設置した内部質保証専門部会は、内部質保証に関する方針、ガイドライン、チェックリストを公表する。
	１－２．学部・大学院において専門分野横断的な学修を通じて、豊かな教養を身に付けさせるため、社会人として求められる知性を養う高度教養教育プログラム等を開発し、全学的に提供する。	１－２－１．全学教育推進機構と各部局は、新教育モデルに対応した新カリキュラムを年次進行により提供する。教養・専門・国際性涵養を三本柱とする新たな縦型教育モデルに対応するため、上級学年に必修として課した新たな高度教養教育科目等の実施により生じた諸課題を洗い出し、対応方法を検討する。 １－２－２．各部局が相互に開放する大学院課程の高度教養教育科目を拡充する。
	１－３．これまで本学が推進してきた異分野融合による知の統合をさらに強化するため、平成 29 年度に新たな教育研究組織を創設する。社会の課題解決の道を見つけるデザイン力を身に付けさせるため、知と社会の統合を推進する高度汎用力（課題発見能力、課題解決能力、社会実践能力）を養う「高度汎用力教育プログラム」（仮称）の導入を平成 29 年度から開始し、21 世紀の教養教育の在り方を提示する本学独自の科目を平成 33 年度末までに 20 科目開発する。また、複眼的視野と学際的・俯	１－３－１．マルチリンガル・エキスパート養成プログラムに学部プログラム「イタリア語・イタリア文化学」を新設し、合計９プログラムへと拡充する。プログラムの拡充と並行して、関連部局と協力して履修環境の充実を図ることにより、学生の履修者数の増加及び学修成果のさらなる向上を目指す。平成 30 年度に新設した大学院プログラムについては、大学院副専攻プログラムの一つと位置づけ、引き続き関連研究科と連携して発展を図る。アカデミック・イングリシュ・サポートデスクは、国際学会等におけるアカデミックな英語発信能力のより一層

	瞰的な視点を獲得するプログラムである副専攻プログラム、高度副プログラム、マルチリンガル・エキスパート養成プログラム等を開発・整備する。 （戦略性が高く意欲的な計画）	の強化に向けた取組を行う。 １－３－２．高度教養教育運営検討 WG 及び国際共創大学院学位プログラム推進機構は、CO デザインセンター、全学教育推進機構及び各部局と協力して、大学院横断教育の基盤構造「Double-Wing Academic Architecture」の定着を図るとともに、新たなスキーム「知のジムナスティックスプログラム」の中で、横断型教育とともに社会課題の解決を目指す教育を進める。 CO デザインセンターにおいては、各部局の協力により高度汎用力教育プログラムを展開・拡充し、16 科目以上を全学的に開講するとともに、新たに４科目を開発する。さらに産官民との共創によるカリキュラムを充実させ、学内展開を企画する。
	１－４．言語、文化、慣習を理解し、他者と協働するコミュニケーション力を身に付けさせるため、言語教育、海外派遣プログラム等を実施する。また、平成 33 年度までに、２年次生の共通教育終了時において TOEFL（ITP）スコア 550 点相当以上の者が８％となることを目指す。	１－４－１．マルチリンガル教育センターと各部局は、縦型教育モデルに対応した国際性涵養教育の一層の充実を図る。英語教育では、４技能対応の対面授業と完全自習型 e-ラーニングによる新カリキュラムの効果を TOEFL-ITP 英語能力確認試験のスコアやアンケート等によって検証し、課題があればそれを改善する。 １－４－２．国際教育交流センター及び国際部は、各部局と協力して短期留学プログラムや短期招へいプログラム及びサマープログラムを実施するとともに、その実施状況を分析し、課題があればそれを改善する。
（２）教育の実施体制等に関する目標	（２）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
２．世界最高水準の教育研究拠点として教育の質向上を恒常的に行う体制を整え、教育成果を有	２－１．学修イノベーション機構（仮称）を中心とした教育の内部質保証を進めるための全学	２－１－１．教育課程委員会のもとに設置されたカリキュラム検討専門部会が、新カリキュラムにおける

効にあげられる組織の構築と教育のグローバル化を図り、教育力の強化に取り組む。	的な体制を強化するとともに、グローバル化推進機構（仮称）を中心にグローバル化プログラム（海外派遣、インターン等）を企画・実施する体制を整備する。	国際性涵養教育の充実や、さらなる教育の質向上に資する取組を検討する。グローバルイニシアティブ・センターは、グローバル化の推進に関する検討を行うとともに、国際教育交流センター及び国際部と協力し、ASEAN キャンパス等を活用した学生交流等を実施する。
	２－２．教育資源を有効に活用して教育効果を高め、グローバルな教育交流を強化するため、学事暦の改革を行ない、学位プログラムに沿って授業科目の配置等を見直すことにより、留学生受入や海外派遣といった相互交流（サマープログラム等）を強化する。	２－２－１．各部局は、国際教育交流センター及び国際部との協力のもと、新学事暦の特徴を活かし、留学生受入及び海外派遣のための多様な短期プログラム（サマープログラム等）を引き続き実施するとともに新たなプログラムの開発を図る。
	２－３．教育の質保証と国際標準化を進めるため、自主的学修を促進するシラバスの活用、GPA、単位制度の厳格な運用、科目番号制（ナンバリング）の導入等に取り組むとともに、授業アンケートにより恒常的に成果を検証し、改善する。	２－３－１．各部局は、授業アンケートを実施するとともに、新カリキュラム実施状況を把握する。また、教育オフィスのもと、新カリキュラムの実施状況、自主的学修を促進するシラバスの活用状況や科目番号制（ナンバリング）等の整備状況を踏まえ、全学的な教育の内部質保証体制のもとで、大学及び部局等において検証、改善を図る。
	２－４．PDCA サイクルに基づく教育の質向上を行うため、アセスメントプランを策定し、学生の意見や学修状況、学修成果の状況、卒業後の状況に関するデータを把握し、恒常的に教育改革の達成度の検証及び改善を行う。	２－４－１．各部局は、「内部質保証のための教育アセスメントガイドライン」に沿って学籍データ、履修データ及び全学アンケート等をもとに学生の修学状況、学修成果及び学修環境等のモニタリングを実施し、その結果を教育課程委員会に報告し、必要に応じて改善を行うなど、教育の内部質保証体制を充実させる。 ２－４－２．教育の質保証の推進組織である教育課程委員会のもとに設置した内部質保証専門部会が中心となって、各種の学生アンケート、授業アンケー

		トを全学で実施するとともに、それらの結果と成績分布との関係を分析するなど、教育改善のための基礎資料を整理する。
	２－５．学生の主体的な学修を促すため、アクティブラーニングをはじめとした効果的な教育方法を開発するとともに、国際通用性を備えた教育活動を担う教員の教育力向上に係るファカルティ・ディベロップメント（FD）を通して、その成果を学内で普及・発展させる。	２－５－１．少人数アクティブラーニング型導入科目「学問への扉（マチカネゼミ）」と、その発展科目である「アドヴァンスト・セミナー」を継続するとともに、担当教員 FD を実施する。春～夏学期後実施評価を行い、その分析結果を令和３年度の「学問への扉（マチカネゼミ）」の設計にフィードバックし、その成果を学内で普及・発展させる。 ２－５－２．全学 FD 委員会は全学教育推進機構、教育課程委員会内部質保証専門部会と連携し、新カリキュラムや内部質保証に関する全学 FD を実施する。年度を通して様々な FD プログラム（一般教員に対するものや平成 29 年度後期から必須化した「新任教員研修制度」に基づくもの）の提供を行う。各部局が FD を実施する際には、全学教育推進機構は求めに応じて、部局のニーズを反映した FD の実施に協力する。
（３）学生への支援に関する目標	（３）学生への支援に関する目標を達成するための措置	
３．学生の生活・学修・キャリア形成を支援する取組を充実させ、安心して意欲的な学修に取り組むことができる環境を整備する。	３－１．優秀な学生に安定的な学修環境を提供するため、奨学金、授業料等減免、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）制度等を活用し、学生に対する経済的支援を充実させる。	３－１－１．教育オフィスは講習会の開催や人数、支払額等に関する情報収集などを通じて、TA・TF・RA 制度の適正かつ円滑な運用を進める。 ３－１－２．総長裁量経費により、経済的支援を必要とする博士後期課程学生の授業料免除の拡大や、博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラム履修生に対する経済的支援の充実について全学的に検討を行う。また、各部局は、各種

		奨学金情報の収集及び学生への提供を継続するとともに、表彰制度等による学生支援の充実を図る。
	３－２．学生の学修を支援するため、Ｅラーニングシステムをはじめとした情報通信技術を活かした教育環境を整備する。	３－２－１．サイバーメディアセンターは、全学教育推進機構及びマルチリンガル教育センターを支援して、情報通信技術を用いた教育環境の整備並びに全学授業支援システム(CLE)、講義自動収録配信システム(Echo360)及び協働学習支援システム（Loilonote School）等を全学に向けて運用する。全学教育推進機構は、これらのシステムを活用し、e-ラーニングをさらに推進する。 ３－２－２．教育オフィスは、e-ラーニングを推進する目的で学生持ち込み IT 端末の活用プランを引き続き実施する。各部局は、年次進行で進む学生持ち込み IT 端末を教材の電子化、e-ラーニングに活用するとともに、サイバーメディアセンターの協力を得て、全学的なオンライン教材作成支援環境の整備を引き続き検討し、教科数の増加を目指す。
	３－３．学生の主体的活動を支援するため、学内のプログラムである「学部学生による自主研究奨励事業」等により、課外研究・課外活動を奨励するとともに、課外活動施設、ラーニングコモンズ等を整備・活用する。	３－３－１．学習サポート体制及び学生持ち込み IT 端末に関わる ICT 支援を充実させるとともに、教室や自習室、コミュニケーションスペース等のネットワーク環境の整備を促進する。 マルチリンガル教育センターは英語 e-ラーニングに関する学習サポート体制の一層の充実を図る。また、学生等の自主学習を促進するとともに、英語・日本語・多言語の学習サポートを行う「OU マルチリンガルプラザ」を開設する。

	３－４．全ての学生が充実したキャンパスライフを送れるようにするため、キャンパスライフ支援センターが各部局に対して、学修上の困難や障害のある学生の修学支援のためのコンサルテーションを行うなど、キャンパスライフ支援センターと各部局が連携した修学支援体制を強化する。	３－４－１.キャンパスライフ健康支援センターを中心に、カウンセリング体制の充実を図るとともに、学生が相談しやすく分かりやすい包括的学生支援体制の強化の観点から、全学的な相談支援体制の整備と課題の整理を行う。
	３－５.学生のキャリア形成意識を高め、就職活動を支援するため、キャンパスライフ支援センターと各部局との連携とキャンパスライフ支援センターの組織体制を強化する。また、キャリア形成教育科目及びキャリア支援の改善・拡充を行う。	３－５－１．キャリアセンター（キャリア教育部門）を中心に、キャリア形成教育の体系化と拡充を進める。また、キャリアセンターは、インターンシップの教育効果を高める方策の検討を開始するとともに、学生に対して学外における学び・成長の機会を提供するための方策を検討する。 ３－５－２．キャリアセンター（就職支援部門）を中心に、学内外連携を強化し、キャリア支援の体系化と拡充を進める。また、キャリアセンターの組織体制を強化することで、外部に委託していた合同企業説明会等のキャリア支援イベント業務を内製化し、自己収入の増加及び安定化に取り組む。
（４）入学者選抜の改善に関する目標	（４）入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置	
４．多様な能力や経歴を持つ、志の高い優秀な人材を国内外から選抜するため、入試方法の多様化と多面的・総合的入試のための体制整備に取り組む。	４－１.アドミッションポリシーに基づき、従来の入試選抜方法に加え、国際バカロレア、TOEFL 等の外部試験・資格、能動的・主体的に取り組んだ活動経験、面接又は口頭試問の結果等、多様な観点を取り入れた独自の総合入試制度を平成 29 年度から導入し、入学定員の約 10%（約 300 人）を受け入れることを目指す。また、国全体の入試制度の変更を見据えて、多面的・総合的入試を確実に実施するため	４－１－１．入試広報体制を整備し、総合型選抜・学校推薦型選抜（旧称「AO・推薦入試」）を継続するとともに、大学入学共通テスト等の入試改革の動向の把握及び必要な対応を行う。また４年間の AO・推薦入試の検証を行い、本学の入学者選抜の改善のための検討を行う。

	の学内体制を整備する。	
	４－２．グローバルアドミッションズオフィスを中心として、新たな私費外国人留学生入試（海外で入試選抜試験を実施した上で、入学前に本学で日本語予備教育を行う等）等、多様な入試選抜方法によって、留学生を増加させ、平成 33 年度末までに全学生の 15%程度の留学生を受け入れる。	４－２－１.海外在住私費外国人留学生特別入試について、高等教育・入試研究開発センターに新たに入試広報部門を設け、同入試の広報体制を強化するとともに、私費外国人留学生の入学後の動向及び選抜方法を検証し、各学部で実施している私費外国人留学生特別入試を含め、より有効な留学生獲得に向けた検討を行う。
	４－３．スーパーサイエンスハイスクール(SSH)、スーパーグローバルハイスクール(SGH)に採択された高校等と密接な連携をとり、グローバル人材の育成を推進する。また、生涯を通じた学修を促すため、公開講座や学術講演会など、社会人が学べる環境を充実させる。	４－３－１.連携協定校との連携強化の質的向上を検証するために、これまでに蓄積したアンケート結果の分析を実施し、大学訪問、高校訪問などをさらに効果的に連携する方策へ繋げることに加え、部局と連携して入試広報の拡充を図る。また、スーパーサイエンスハイスクール採択校との連携を引き続き行うとともに、ワールドワイドラーニングコンソーシアム（WWL）に参加し、より効果的な高大接続事業を行う。また、高大接続プログラム（SEEDS プログラム）を引き続き実施する。 さらに、探究学習の推進を図るため、高校教員を対象とした指導法セミナーに加え、アカデミック・ライティング指導講座の実施を検討する。 ４－３－２．大阪府教育委員会と連携し、高校教員の再教育に関するプログラムを引き続き実施する。さらに、授業科目を活用するプログラムを中心に、社会人リカレント教育の充実を図る。
２　研究に関する目標	２　研究に関する目標を達成するための措置	
（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標	（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	

５．革新的なイノベーションの創出や人間性豊かな社会の実現のため、学内の多様性を強みとした異分野融合による新たな学問領域の創成、先進的な学術研究の推進により、独創性のある卓越した基礎・基盤研究を振興する。	５－１．独創性のある卓越した基礎・基盤研究を推進するため、研究分野ごとの研究力の状況を把握するための指標の収集、分析に係る新たな評価システムを整備し、研究マネジメント人材を確保・活用しつつ、強みを有する研究分野を把握する。	５－１－１．独創性のある卓越した基礎・基盤研究を推進することを目的に、研究力評価のためのデータベースを充実させ、研究マネジメント人材を確保、活用し、研究分野の強みや特徴を検証する評価システムを用いて、より最適な研究力に関する分析データを作成し、分析結果を研究力強化に活用する。
	５－２．萌芽期にある若手研究者の研究支援を積極的に行うため、本学独自の支援プログラムである若手研究者キャリアアップ支援プログラムやチャレンジ支援プログラム等を発展させる。	５－２－１．若手研究者の研究活動支援のため、科研費における独立基盤形成支援を活用し、本学の自主財源と合わせて若手研究者の研究環境整備を支援する。また、若手研究者向けの各研究分野に特化した研究計画調書の作成セミナー等を実施するとともに、より効果的な方策を検討する。
	５－３．本学の強みである分野横断型の新領域研究を創成するためのインキュベーションとして、世界最高水準の学術領域の母体となる組織を平成 33 年度末までに 10 領域程度設置する。 （戦略性が高く意欲的な計画）	５－３－１．データビリティフロンティア機構において、データ駆動型研究を医療分野、スポーツ医科学分野、言語文化分野等、学内の様々な分野に導入し、先導的学際研究をより一層推進する。また、先導的学際研究機構において、学内の幅広い分野から新たな学際融合研究を目指す研究領域を選定し、新たな部門等を創設する。 新規科学技術の持続可能で包摂的なガバナンスの適切な確保に資するため、ELSI に関するセンターを設置し、総合的研究拠点を形成する。
（２）研究実施体制等に関する目標	（２）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	
６．世界最高水準の研究を推進するため、優れた頭脳と才能を引き付け、互いに切磋琢磨できるグローバルかつ闊達な研究環境を整備する。	６－１．複雑かつ構造化した社会的課題の解決に資する世界的に卓越した研究成果を産み出すため、世界最先端研究機構において、世界トップレベルの学際研究拠点を形成する。 （戦略性が高く意欲的な計画）	６－１－１．世界最先端研究機構において、世界トップレベルの学際研究拠点として新たに３拠点を形成するための環境整備や拠点候補への支援を行う。

	６－２．優秀な人材を確保し闊達な研究環境を実施するため、評価連動型年俸制やクロス・アポイントメント制度等を活用し、優れた業績を有する研究者の招へいを進める。	６－２－１．国際共同研究促進プログラム（短期人件費支援）により、クロス・アポイントメント制度等の活用による、優れた業績を有する研究者の招へいを引き続き推進する。
	６－３．国際共同研究促進プログラムをはじめとする様々な制度を活用し、国際ジョイントラボ等を平成 33 年度末までに 80 程度に拡充し、世界水準の共同研究を推進する。 （戦略性が高く意欲的な計画）	６－３－１．新たな支援形態を設けた国際共同研究促進プログラムを継続して実施することで、新たに 16 件程度採択のうえ支援を行い、国際ジョイントラボ等の形成をさらに推進する。
	６－４．異分野の若手研究者との共同研究を支援する学内プログラム等を活用し、本学がイニシアティブを取り得る領域を先導する優れた研究者を支援する。	６－４－１．分野横断的、学際・融合的な研究の仕組みづくり及び研究力強化に向けた取組として、若手研究者を中心とした構想等を支援する「異分野融合研究形成支援プログラム」を引き続き実施する。
７．附置研究所・センター等における共同利用・共同研究を通じて大学の研究力向上に寄与するとともに、附置研究所・センター等の機能を強化する。	７－１．大学の研究力の増大、研究機能向上に寄与するため、共同利用・共同研究拠点を介した共同利用・共同研究を実施するとともに、これらの活動を通じた人材育成に取り組む。	７－１－１．共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設においては、学内及び学外との共同利用・共同研究を実施し、これらの活動を通じて、大学院生や研究者を育成する。
	７－２．我が国の学術研究の裾野を広げ、水準を高めるため、共同利用・共同研究拠点を介した学術研究の進展や新分野創成等に取り組む。	７－２－１．共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設を介して、海外の研究機関・研究者等との共同利用・共同研究、新分野創成等に向けた共同利用・共同研究を実施する。
	７－３．共同利用・共同研究拠点の機能強化及び国際的な研究環境の整備等を進めるため、研究所・センター間の連携に向けた施策（共同利用・共同研究の公募等）の促進、人材育成・人材交流のための施策（滞在型研究員、客員教員、招へい教員等の受け入れ）などに取り組む。	７－３－１．共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設においては、共同利用・共同研究拠点の機能強化及び国際的な研究環境の整備等を進めるため、他拠点等との協定の締結、他拠点等との合同での共同研究・共同利用の公募、シンポジウムの開催等、拠点間連携、人材交流等のための施策を実施する。

	７－４．国際共同利用・共同研究拠点としての質の高い研究資源と優れた国際協力体制を最大限に活用することで、国内外の学術研究機関のハブとして基礎研究、異分野融合研究及び産学共創の国際展開を推進する。	７－４－１．国際共同利用・共同研究拠点として、共同利用・共同研究拠点の機能強化及び国際的な研究環境の整備等を進め、国内外の研究者との共同利用・共同研究を実施し、これらの活動を通じて、大学院生や研究者を育成する。また、国内外の学術研究機関のハブとして基礎研究、異分野融合研究及び産学共創の国際展開を推進するため、国際共同利用・共同研究支援室及び海外分室を活用し、外国人ユーザ支援を行い、国際的な機関連携による研究推進、人材交流等の施策を実施する。
３　その他の目標	３　その他の目標を達成するための措置	
（１）社会連携や社会貢献に関する目標	（１）社会連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	
８．産学官民等、社会のあらゆる担い手との双方向の交流を促進し、本学の優れた研究成果の還元と新たな価値の創造を実現することで、社会との共創に基づくイノベーションを創出し、人類社会の発展に貢献する。	８－１．社会との共創に基づくイノベーションを可能とする機構を設置し、社旗との双方向の交流を促進し、社会的課題解決をとおして、新たな研究成果や社会的・文化的・学術的価値の創造に資する取組を推進する。 （戦略性が高く意欲的な計画）	８－１－１．産業界を中心に多様なステークホルダーとともに社会的課題解決や新たな価値創造創出に取り組むため、未来社会共創コンソーシアム（共創イノベーションプラットフォーム）を整備し、コンソーシアムの活動を通して、基礎研究につなげる課題の抽出、共同研究講座や協働研究所の設立促進、包括契約の企画提案などを実施する。 ８－１－２．未来社会共創コンソーシアムの活動を通して、未来社会像に基づき、社会的課題の解決に注力しようとする企業と「組織」対「組織」で連携する共創イノベーションの場を５社以上と実施する。
	８－２．産学官連携組織を通じて、個別企業等との共同研究・受託研究と併せて地域の経済団体等との多様な連携を推進する。また、本学の海外拠点等と連携して国際的な連携を推進する。	８－２－１．これまでの取組及び成果を踏まえ、地域経済団体等との連携及び技術シーズの効果的な発信のあり方の改善を図り、企業ニーズと技術シーズの適切なマッチングを進めることで、個別企業等との共同研究・受託研究を推進し、年 1,000 万円以上の大型共同研究・受託研究を年間 156 億円（345 件）

		以上実施する。 ８－２－２．令和元年度に整備した大阪大学オープンイノベーション機構と連携した海外機関の調査、海外企業向け技術シーズの育成及び発信等を効果的に行い、海外企業との共同研究契約等を推進し、年間 15 件以上の海外企業等との共同・受託研究を実施する。
	８－３．学内および学内の様々な組織と連携して大学の知的財産の創造・保護・活用を促進する。	８－３－１．学内シーズに対応する重点ライセンス活動を、①社会インパクト案件、②ベンチャー案件、③イノベーション共創案件、④リスクマネジメント案件として特定（計 30 件）し、学内外の組織と連携して新事業及びイノベーションの創出に向けた技術移転を推進する。
	８－４．企業等との協働研究所や共同研究講座等の阪大方式の産学連携制度を深化させ、これらを利用して産学連携での人材育成や挑戦的な研究に取り組む。共同研究講座・協働研究所等については、平成 33 年度末までに新規のテーマに取り組む講座・研究所を 40 以上にすることなどにより、共同研究費が 1000 万円以上の大型共同研究を増加させ、新しい研究テーマの発掘やオープンイノベーションの創出につなげる。 （戦略性が高く意欲的な計画）	８－４－１．未来社会共創コンソーシアム及び産官学民によるオープンイノベーション等の取組を通して協働研究所・共同研究講座を年間 10 件以上新設するとともに、新たな大型共同研究の推進、協働研究所・共同研究講座を通じた実践型人材の養成を行う。
９．大学知の循環を活発化させるため、大学の知的資源を広く社会に発信し、社会との連携・協働による社会貢献活動を行う。	９－１．各種公開講座、サイエンスカフェ、ワークショップその他の公開イベント等により研究者の研究成果を発信するとともに、参加者アンケート等により、これらの実施状況を検証して活動を活性化させる。このようにして、	９－１－１．学内組織と連携・協働し、社会課題の収集及び社会課題の学内へのフィードバック機能を持つ社学共創担当部署を共創機構に設け、社会実装から生じた新たな課題を研究現場へ組織的にフィードバックするための社学共創活動に着手する。

	研究者の研究成果の積極的な公開等、大学知と大学の人的資産を広く社会に発信するアウトリーチ活動をさらに強力に推進する。	９－１－２．社学共創事業拠点の整備により教職員に対して社学共創活動への参画を啓発し、アウトリーチ活動を活性化させることで大学知等を広く社会に発信する。
	９－２．自治体、企業、卒業生等と連携・協働して、公開講座、セミナー、シンポジウム等の催事を開催するなどにより、学術・文化・教育その他の社会貢献活動を充実させ、これらの活動を通じて知的資源の情報発信を一層推進する。	９－２－１．共創機構社学共創担当部署が中心になり、自治体等と協働し、社会課題の収集及び社会課題の学内フィードバック機能による社学共創事業に着手する。また、必要に応じ、文化芸術振興、生涯学習推進及び地域活性化等を推進することで双方の活動に資する社学共創活動を行う。
	９－３．関係機関との密接な協力のもと、医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どものこころと脳発達学」に関わる新たな研究領域を開拓し、教育現場における諸課題の克服に資するよう、研究成果の社会への還元や関係する普及啓発活動を進める。	９－３－１．医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どものこころと脳発達学」に関わる新研究領域において、子どもの心の問題に関わる諸問題の解明と対処法について、母子保健・教育・福祉などの現場と連携し、あるいは内外の研究機関との共同にて検討する。成果は、学術論文発表のみならず、市民公開シンポジウムや市民公開講座により、広く発信する。
（２）グローバル化に関する目標	（２）グローバル化に関する目標を達成するための措置	
10．徹底したグローバル化に向けた改革を全学的に断行し、グローバルネットワークを拡大することで、国際競争力を高め、世界の有力大学との学術交流のさらなる活性化を図る。	10－１．教育研究環境の一層のグローバル化を図るため、グローバルナレッジパートナーとの連携を開始するなど、世界の有力大学との組織間連携を促進する。さらに、「アジアの知のネットワーク」の形成を目指して、平成 32 年度を目途に、「大阪大学 ASEAN キャンパス」を設置し、高度グローバル人材を養成する。 （戦略性が高く意欲的な計画）	10－１－１．世界トップレベルの研究を推進することに主眼を置いたグローバルナレッジパートナー（GKP）機関との間で、研究重点３領域をはじめとした分野で、セミナー・ワークショップ等を開催し、博士後期課程学生を含む研究者の相互交流、共同研究の実施を通じた関係強化を図る。また、本学がハブとなり、複数の GKP 機関との広域な活動展開について検討を開始する。さらに、共同での外部資金獲得を目指した情報共有及び申請支援を学内関係組織との連携の下に行う。加えて、GKP 候補機関に対

		ては、パートナーシップ合意に向けた協議を進める。 「大阪大学 ASEAN キャンパス」においては、ダブル・ディグリー・プログラム等の構築・整備を行い、海外からの留学生受入、日本からの学生の派遣を行う。また、短期プログラムにより双方向の学生交流を行う。
	10－２．スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、グローバルな活動により高い専門性と国際的な視野を育成するため、平成33年度末までに全学生の８％の学生を海外に派遣する。また、バックグラウンドを異にする「知の交流」を促進するため、平成33年度末までに全学生の15%の留学生を受け入れる。 （戦略性が高く意欲的な計画）	10－２－１．留学生受入増加及び派遣増加のための方策を、グローバル連携オフィス及び教育オフィスが協力し部局に働きかけ、短期受入プログラムの充実や既存の派遣プログラムの単位化を推進する。 新入生及び保護者に対し、オリエンテーションや説明会等の機会において海外留学を積極的に推奨する。 前年度より開始した外部教育機関による海外研修プログラム（４週間程度の英語研修）を引き続き実施し、内容の充実を図る。 10－２－２．海外在住私費外国人留学生特別入試において優秀な成績で入学した留学生に対し、奨学金の支給または授業料免除による就学支援を引き続き行い、実施状況の分析結果を、次年度以降の計画に反映する。 また、関西大学が代表となって実施する留学生就職促進プログラムに参画し、留学生の就職支援を推進する。
	10－３．スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、学生・研究者の国際交流を促進するため、海外の大学・研究機関等との大学間学術交流協定の戦略的な締結を進め、平成 32 年度末までに 120 件に増加させる。ま	10－３－１．平成 30 年 11 月末現在 127 件の大学間学術交流協定を締結しており、すでに令和２年度末までの締結目標数を達成していることから、今後はグローバル連携オフィスを中心に既存の交流協定について内容の充実を図る。

	た、グローバルキャンパスの一環と位置付ける海外拠点を体系的に整備・拡充し、その活動を活発化させる。	10－３－２．国際交流のさらなる促進のため、引き続き海外拠点等を積極的に活用して、海外の大学等の情報収集を行うとともに、本学に設置された海外の協定校のオフィスと連携して、共同研究及び学生交流を促進する等、本学における国際協働の強化を図る。 また、UC/UCEAP オフィスと連携した各種プログラム等を実施し、受入学生数の増加並びに学生の国際教育、海外留学への意識向上を図る。
	10－４．スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、新規採用者等への年俸制導入により平成 33 年度末までに 1700 名程度の年俸制教員を採用するとともに、クロス・アポイントメント制度等を活用し、平成 33 年度末までに外国人教員数を 400 名程度に増加させる。	10－４－１．外国人教員及び年俸制教員の雇用を促進するための各制度を維持するとともに、実施状況について確認し、必要に応じて制度の見直しを行う。また、年俸制教員の雇用等の促進のため、国の制度設計を踏まえた年俸制（新年俸制）の実施に向けた準備を行う。
（３）産業競争力強化法の規定に基づく出資等に関する目標	（３）産業競争力強化法の規定に基づく出資等に関する目標を達成するための措置	
11．大学によるイノベーション活動の世界標準化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動を活性化させる。	11－１．認定特定研究成果活用支援事業者の株主として、プログラムのパフォーマンスをみるため、学内に設置した出資事業戦略委員会等に認定特定研究成果活用支援事業者から報告させることにより、その運営状況のモニタリングに取り組む。	11－１－１．出資事業戦略委員会において、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社から出資事業の活動状況の報告を受け、年４回のモニタリングを実施する。
	11－２．大学における技術に関する研究成果を事業化させるため、認定特定研究成果活用支援事業者との連係体制の構築によるプレ・インキュベーションの支援、人的・技術的支援、新たな社会的価値創出に結び付く事業化のた	11－２－１．共創機構において、目的積立金を活用して特許・論文などの研究者データベースをもとに実用化を目指す技術シーズを育成し、プレ・インキュベーションの支援を年間 15 件以上行い、大学発ベンチャーの創出を支援する。

	めの助言並びに特定研究成果活用事業者の事業に結び付く民間ベンチャーキャピタル（VC）・技術移転機関等との連携に目的積立金を活用し取り組む。	
	11－３．大学における教育研究活動を活性化させるため、目的積立金を活用したアントレプレナー教育の推進に取り組む。	11－３－１．大学における教育研究活動活性化のために、大阪大学 Innovators' Club 等の活動を通して、アントレプレナー育成プログラム参加者数が年間 80 名以上となるよう実施する。
	11－４．地域における経済活性化に貢献するため、認定特定研究成果活用支援事業者と連携して、大学発ベンチャーの設立や地域の企業、自治体との連携に取り組む。	11－４－１．地域における経済活性化に貢献するために大阪大学のシーズを活用した大学発ベンチャーと地方自治体及び産業界との連携のためのマッチングを年間８件以上実施する。
（４）附属病院に関する目標	（４）附属病院に関する目標を達成するための措置	
12．先進医療開発病院、高度機能病院及び地域中核病院としての機能を向上させる。	12－１．医学部附属病院及び歯学部附属病院の特質と機能を活かして、臨床研究・橋渡し研究を推進するとともに、社会の要請に応じた先進的医療を開発・導入する。特に、医学部附属病院においては、中核病院として、革新的医薬品、医療機器の創出に貢献する健康・医療イノベーション拠点を形成する。 （戦略性が高く意欲的な計画）	12－１－１．臨床研究及び新規医療技術のトランスレーショナルリサーチの実践を推進するとともに、社会の要請に応じた先進的医療の開発・導入を推進する。 構築した臨床研究ネットワーク（電子カルテを活用したデータ収集システムの共有化等）等を活用し、研究シーズの実用化や臨床研究・治験を促進するとともに、引き続き臨床研究環境の整備や臨床研究の支援強化に取り組む。
	12－２．高度機能病院・地域中核病院として地域病院等との連携に取り組み、急性期医療、がん治療、移植医療、再生医療等を推進する。	12－２－１．地域連携支援体制の充実に取り組むとともに、高度機能病院として集学的がん診療、臓器移植、造血幹細胞移植、再生医療等を推進する。 外国人患者の診療体制並びに外国人医療従事者等の研修受け入れ体制（インバウンド）と、本院を中心に国内で開発された医薬品・医療機器・再生医療

		等製品・医療技術などのグローバル展開体制（アウトバウンド）、国際医療にかかわる課題や院内教職員の教育（国際医療研究・教育）を積極的に推進し整備する。
	12－３．医療の質と安全性の向上を推進するため、医療安全・感染対策等に関わる取組・体制を充実させる。	12－３－１．医療安全の徹底及び職員教育として、医療安全・感染対策等に関わる協議会等への参加、講習会・研修会の開催や院内巡視等に取り組む。
13．教育・研修機関としての大学病院の使命を果たす。	13－１．良質な医療従事者を育成するため、医療研修制度の検証・改善、専門医等の育成に向けた教育、各種医療従事者に対する生涯研修に取り組む。	13－１－１．良質な医療従事者育成のため、引き続き初期臨床研修プログラム、新専門研修プログラムの運営を行い、臓器移植や再生医療などの新たな医療の現場を経験することで、国際的に活躍できる医師、研究者の養成に取り組む。併せて看護・医療技術領域の医療専門職の育成を図る。 令和３年度から予定されている歯科医師臨床研修制度の大幅な見直しに対応するため、歯科医師臨床研修プログラムの検証・改訂に取り組むとともに、良質な研修プログラムを実施するために指導歯科医の養成を引き続き行う。さらに、歯科医師臨床研修問題ワーキングチーム座長として、全国の国立大学における歯科医師臨床研修の実態の把握及び改善に向けた作業に取り組む。 各種医療従事者、指導者等の育成の支援を行うとともに基礎系及び臨床系の大学院への進学も推奨していく。
14．適切な運営基盤を構築し、大学病院の診療の活性化を推進する。	14－１．機能的で効率的な運営体制を確立し、病院経営基盤を強化するとともに、患者サービスの向上に取り組む。	14－１－１．各診療科等への病院長によるヒアリングを実施するとともに、経営指標の経年変化等を検討し、現状の把握・分析、課題の抽出を行い、改善に向けた取り組みを推進することにより、将来の病院機能ならびに経営基盤の強化に取り組む。

		附属病院収入の安定的な確保に向け、病院長のリーダーシップのもと、病院長裁量経費等の配分や適正な人員配置、計画的な設備更新に取り組む。 外来・入院患者満足度調査等を実施し、その結果を踏まえ具体的な項目を掲げ、患者サービスの向上に取り組む。
Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する目標	Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
１　組織運営の改善に関する目標	１　組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	
15. 総長のリーダーシップのもと、機動的・弾力的な組織運営を行い、大学の強みや特色を活かし、大学が直面する諸課題に迅速に対応する。大学の構成員の合意形成と透明性の確保を旨とする経営戦略に基づくガバナンスを確立する。	15－１. 総長のリーダーシップのもと、大学の強みや特色を生かした機動的なガバナンス体制を構築する。また、大学全体で取り組むべき横断的な教育・研究を機動的にマネジメントすることにより、総長のリーダーシップを発揮しやすい環境を整備する。これらの取組を通じて積極的な大学改革と部局のマネジメント改革を進める。	15－１－１. 総長のリーダーシップのもと、統括理事が大学全体で取り組むべき横断的事項について調整を行うとともに、統括理事が議長となる OU 構想策定会議において、中長期的な戦略の策定を検討する。 また、総長の諮問事項を審議するために設置した医歯薬系、理工情報系、人文社会系の３つの戦略会議において、各学問分野における組織再編も含めた改革を引続き検討する。
	15－２. 大学の戦略に沿った重点施策を効果的に推進するため、総長のリーダーシップのもと、予算・ポスト等の学内資源配分等を戦略的に行う。	15－２－１. 将来構想「OU ビジョン 2021」実現の観点から、総長のリーダーシップのもとでの重点的かつ戦略的な予算配分とポスト配分を推進する。
	15－３. 民間を含む国内外の機関から優秀な人材を確保するため、評価連動型年俸制、クロス・アポイントメント制度等を推進するなど、人事・給与制度の柔軟化に取り組む。	15－３－１. 国の制度設計を踏まえた年俸制（新年俸制）の実施に向けた準備を行うとともに、クロス・アポイントメント制度の実施状況を確認し、必要に応じてさらなる柔軟化に向けて検討を行う。
	15－４. 内部統制を整備するため、迅速かつ機動的な内部監査を行いつつ、監事及び会計監査人との連携を強化しながら運用状況の検証・評価に取り組み、適正な事務処理の改善に反	15－４－１. 令和２年度業務監査及び会計監査に係る監査計画（前年度監査の指摘事項等への改善状況の事後確認を含む）を作成し実施する。また、実施に当たっては、新たな問題事象があれば臨時監査を実

	映させる。	施するなど迅速かつ機動的に対応するとともに、監事、監査室、会計監査人との三者会議にて監査結果及び改善策を共有する。令和２年度監査報告書を作成し、監査結果の概要について、また内部統制の整備に向けた改善要望事項の提起、及び前年度監査の指摘事項等への改善状況を総長に報告する。
16. 大学の多様な活動を支えるため、多様な人材の活用、教職員人事の活性化と人事制度の柔軟な運用を推進する。	16－１．個々の教育研究活動を活性化させるため、柔軟な人事制度及び公平性を確保した評価制度の下、公正かつ適切な処遇を行う。	16－１－１.新たなインセンティブ等の制度のさらなる促進に向けた検討を行う。また、教育研究活動の活性化を図るための公正な教員評価制度の実施状況を確認し、必要に応じて制度の見直しを図る。
	16－２.男女協働推進を加速させるため、構成員の意識や働き方の改革を図るとともに、育児室、短時間勤務制度など必要な環境を整備する。また、ポジティブアクション等の実施により、女性教員の採用比率等を向上させ、女性管理職の割合も 11%程度に増加させる。さらに、産学官連携による女性研究者循環型育成クラスターを平成 31 年度に形成し、自然科学系女性研究者の育成を強化する。	16－２－１.「大阪大学男女協働推進宣言」に基づく「男女協働推進アクションプラン」（学修・研究・就業と家庭生活の両立支援の強化、女子学生・女性上位職拡大の加速化、ダイバーシティ環境の実現に向けた構成員の意識改革）の継続実施及び状況確認を行い、適宜、施策の改善等を行う。また、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」により、産学官共創の女性研究者循環型育成クラスターの拡充に向けた取組を実施するとともに、同事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（全国ネットワーク中核機関（群））」により、全国ダイバーシティネットワーク組織の参加機関の拡充及び全国ダイバーシティネットワークプラットフォームの構築・運用の取組を実施する。
	16－３．40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用を促進し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、若手教員の割合を平成 33 年度末に 30%程度に増加させる。	16－３－１.大阪大学若手研究者育成ステーションにより、若手教員の雇用に関する計画に基づき、テニュアトラック制の普及・定着を図るとともに、人件費、研究費等の経費支援を行い、高等共創研究院においては、数名の若手研究者を採用し、若手教員を増加させる。
	16－４.多様な人材の活用を一層進めるため、障がい者雇用など社会が求める雇用の環境整備	16－４－１．障がい者法定雇用率の達成（維持）に努め、障がい者雇用に係る施策を維持・検証しつつ、

	に取り組む。	障がい者雇用や高年齢者雇用の促進に繋がる施策等について検討する。
	16－５．大学を支える優れた人材を育成するため、国内外の諸機関との人事交流を積極的に行い、各種研修制度等により教職員の能力を向上させる。	16－５－１．職員の採用・育成に関する基本方針に基づく具体的な施策（職員のキャリアパスに応じた人材育成システム等）の在り方を検討するとともに、必要に応じて方針の検証・見直しを図る。 また、教職員に対する研修、国内外の諸機関との人事交流、自己啓発休職等を引き続き活用し、その実施状況の確認・検証を行い、必要に応じて制度の見直しを図る。
２　教育研究組織の見直しに関する目標	２　教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	
17. 教育研究力の活性化に向けた組織の在り方を恒常的に見直し、効果的かつ未来志向な組織整備を進める。	17－１．総長のリーダーシップのもと、部局や各組織の果たすべき役割や機能の必要性を戦略的に判断し、教育研究組織の再編成に取り組む。また、当該見直し・再編成の効果を事後に検証するなど、組織の機能の在り方を見直す仕組みを構築する。	17－１－１．総長のリーダーシップのもと、戦略会議を中心として、大学の機能強化の観点から教育研究組織の果たすべき役割や機能を検証し、同組織の見直しを行う。
	17－２．新たな教育研究組織を平成 29 年度に設置し、本学の教育研究資源を戦略的に発展・統合させ、異分野の統合や新学術領域に関わる知の統合学修を、高次元かつ個性豊かなプログラムを基盤としながら実現する。	17－２－１．博士課程教育リーディングプログラムを継続して実施するとともに、卓越大学院プログラムの実施を進める。学際融合領域のカリキュラムとして理工情報系オナープログラムを国際共創大学院学位プログラム推進機構に位置付け、さらに大学院教育の共通基盤の充実も含めて国際共創大学院学位プログラム推進機構の運用の定常化を進める。 先駆けて再編した工学研究科では、テクノビズな新規人材と国際共創を実践する高度人材の育成を開始し、卓越大学院プログラム申請、理工情報系オナープログラム等、全学への連携・展開を検討し、共同研究講座、協働研究所の Internship on Campus

		を教育プログラムに取り入れる。 さらに、Japanese Studies 教育研究拠点の形成については、ワーキンググループを設置し、拠点形成に向けての検討を行う。
３　事務等の効率化・合理化に関する目標	３　事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
18. 高度な教育研究をサポートする効率的・効果的な事務体制の確立に向けた取組を進める。	18－１. 効率的・効果的な事務体制を確立するため、新たなニーズや業務内容の変化に応じて事務組織を整備するなど、事務組織の機能や編成を見直し、事務改革に取り組む。	18－１－１. OU 事務改革推進会議を中心とした事務改革に関する検討体制を強化し、事務組織の機能やその在り方等について引き続き効率性・効果性の観点から検討し、可能なものから組織整備を進める。
	18－２. 事務の効率化を進めるため、事務処理方法を見直すことにより、事務手続きの簡素化を進めるとともに、IT システムの活用等に取り組む。	18－２－１. OU 事務改革推進会議を中心とした事務改革に関する検討体制を強化し、業務の標準化や IT を活用した事務簡素化・効率化に資する施策等について検討を進め、可能なものから実行する。
	18－３. 教育・研究のサポートを強化し、社会の要請に適切に対応できるようにするため、各種研修制度等により事務職員の能力を向上させ、柔軟で活力を持った事務体制の構築に取り組む。	18－３－１. これまでの TOEIC-IP 受験結果や英語力強化に対する職員の意識等を踏まえ、引き続き、研修等を通じて英語力向上に資する取組を行うとともに、必要に応じて教育・研究のサポートを強化するための各種研修制度等の見直しを図る。 18－３－２. 職員のマネジメント能力を向上させ、将来の大学経営を担う人材の育成を図るため、大学院等高度副プログラムを活用した大学職員養成講座受講研修について、引き続き試行的に実施する。また、知的財産等の専門研修等を引き続き実施し、職務に係る専門性の向上を図るとともに、専門資格及び専門性の高い職員の能力を活かせる事務体制の在り方について検討する。
Ⅲ　財務内容の改善に関する目標	Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
１　外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増	１　外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	

加に関する目標		
19. 安定的かつ発展的な経営を行うため、外部資金を獲得しつつ、大学独自の基金制度により自己収入を増加させる。	19－１. 持続的・効果的な経営基盤を構築するため、大型研究費獲得支援、科研費相談員制度等により、競争的資金、奨学寄附金などの外部資金の獲得を促進するとともに、附属病院収入の増収方策の推進等により、学生納付金や附属病院収入などの自己収入を確保する。	19－１－１. 科研費相談員制度、若手研究者を対象とした研究計画調書作成セミナー、大型科研費の応募者を対象とするURAが企画・実施する模擬ヒアリング等の支援を行い競争的資金の獲得を促進する。また、その結果等を検証し、より効果的な方策を検討する。 19－１－２. 優秀な受験生を確保するため、重点的に入試広報活動を行う地域の分析を行った上で、全国各地で大学説明会、進学相談会等を実施、参加し、本学の教育や研究内容等について積極的に広報を行う。また、高等学校単位での施設見学受入やガイダンスを行う。 19－１－３. 附属病院収入の安定的な確保の実現に向け、適切な物的資源の配分や人的配置を行う等、増収に向けた方策を引き続き実施する。
	19－２. 卒業生、保護者、企業などへの募金活動を強化することにより、本学独自の基金「大阪大学未来基金」を拡大させ、平成33年度末までに、累計90億円を目指す。 （戦略性が高く意欲的な計画）	19－２－１. 基金獲得のため、部局等事業・課外活動支援事業等多角的に事業を展開する。 渉外部門が有する同窓会組織データを活用し、未来基金事業の活動報告や寄附依頼・イベントの周知を行うなど、本学卒業生・保護者・企業などとの関係を維持する。また、大阪大学創立90周年・大阪外国語大学創立 100 周年記念事業を活用し基金の拡大を図る。
２　経費の抑制に関する目標	２　経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
20. 健全な財務内容を維持するため、経費の抑制とコストの削減を行う。	20－１. 業務の検証に基づく経費の合理的執行の徹底、情報技術の積極的な活用の推進、効率的な施設運営により管理的経費の削減を行う。	20－１－１. 役務契約の見直し等を行うことで経費削減を進める。 20－１－２. エネルギーの実績データを利用して、各部局の使用状況を分析し、その結果を周知すること

		で省エネ意識を浸透させる。 20－１－３．旅費業務のアウトソーシングの利用状況を引き続き分析することで、旅費システムの利便性を高める改善を進め、旅費に係る経費の削減に繋げる。
３　資産の運用管理の改善に関する目標	３　資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
21．リスクに留意しながら資産と資金の有効な運用を行う。	21－１．資産の効率的・効果的な活用のため、保有資産の現状を正確に把握・分析し、学内の教育研究機器の全学共同利用化などを実施する。	21－１－１．地域の大学や工業高等専門学校との機器共用に関する相互協力・連携を進め、各機関が持つ特徴的な共用機器を活かした研究支援体制を構築し学内外からの共用機器の利用を増加させる。また、新たな技術支援ツールを作成し、利用者への情報発信、技術サポート体制の強化を行い新規利用者の増加を図り、一層の学内研究資産の有効活用を促進する。さらにセンターの基本的な枠組みであるリユース支援の取組を見直すとともに、重点５機器（①核磁気共鳴装置、②質量分析装置、③電子顕微鏡、④X 線回折装置、⑤表面分析装置）を定め、研究活動の活性化や研究力向上を支える研究基盤の強化・充実に向けた支援を行う。 21－１－２．金融機関等との資産活用に関する協定締結に基づき、保有不動産活用方策を検討し、推進する。
	21－２．資金の計画的な運用を行うため、今後の資金需要や金利動向等を勘案しつつ、長期・短期を組み合わせたきめ細かい資金運用を実施する。	21－２－１．新たに制定した運用方針に基づき、より収益性の高い金融商品による長期運用と、定期預金による短期運用を組み合わせ、さらなる収益の確保を目指す。
Ⅳ　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	Ⅳ　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	

１　評価の充実に関する目標	１　評価の充実に関する目標を達成するための措置	
22. 教育、研究、社会貢献及び管理運営に関する大学の諸活動を点検・評価し、その結果を組織運営の改善につなげる。	22ー１. 大学と各部局は中期目標・中期計画に沿った年度計画を策定した上で、計画の達成状況を自己点検・評価する。また、学外有識者等の多様な視点からの評価を受けるために外部評価を実施する。	22ー１ー１. 各部局の諸活動に係る PDCA サイクルの活性化と大学の方向性に沿った各部局の取組の確認を目的とした部局評価制度の運用により、大学全体の教育研究活動のさらなる発展に繋げる。 また、計画評価オフィスは、部局等に意見照会を行い、評価制度の改善に努める。
	22ー２. 評価結果は、部局にフィードバックするとともに、大学運営の改善に活用する。部局の評価結果等についてはホームページ等を通じて公表する。	22ー２ー１. 国立大学法人評価の評価結果を全学にフィードバックするとともに、次年度の年度計画の立案に活用する。 また、部局評価の結果を各部局にフィードバックするとともに、評価結果に基づく予算配分の仕組みについて検討を行う。
２　広報に関する目標	２　広報に関する目標を達成するための措置	
23. 社会と向き合う戦略的な広報を展開して、大阪大学の認知度を国内外で高める。	23ー１. 本学のブランド力や知名度をより向上させるため、教育・研究・社会貢献などの大学の諸活動に関する情報発信を国内外向けに行う。さらに、英文ホームページを中心とした多言語ホームページの拡充等を通じて積極的な海外への広報活動を展開する。	23ー１ー１. 平成 30 年度に策定した「大阪大学広報戦略 2021」に基づき、ターゲットを意識した戦略的な広報活動を展開し、本学のブランド構築を推進する。
Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標	Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
１　施設設備の整備・活用等に関する目標	１　施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	
24. 地球環境に配慮し地域・社会と共生する安心・安全なキャンパスを整えつつ、教育研究における世界最高水準のグローバル・イノベーション拠点の実現を目指す。	24ー１. 教育研究環境等の改善及び機能を強化し、防災機能を高めつつ、グローバル化を促進するため、種々の整備手法などを活用する。進行中の「施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する PFI（Private Finance Initiative）事業」を確実に推進するとともに、グローバルな視	24ー１ー１. 教育研究環境等の改善及び機能を強化し、防災機能を高めつつ、グローバル化を促進するため、種々の整備手法などを活用してキャンパスの整備を進める。教育研究環境等の改善及び機能を強化し、防災機能を高めつつ、グローバル化を促進するため、種々の整備手法などを活用してキャンパスの整備を進める。

	点からの宿舎再編整備等において PFI 事業を推進する。	24－１－２．グローバルな視点からの宿舎再編整備等において、PFI 事業を推進する。
	24－２．世界的拠点として魅力ある教育研究環境を構築するため、長期的視野に立ったキャンパスマスタープランのもと、地球環境に配慮し地域・社会と共生する安心・安全なキャンパス環境の整備を進める。また、近隣自治体と連携して、キャンパスの整備を進める。	24－２－１．キャンパスマスタープランに基づき、街路の継続的な補修など、安心して移動や利用ができるキャンパス交通環境の整備を進める。 24－２－２．キャンパスマスタープランに基づき、構成員や周辺住民にとって魅力あるキャンパス環境を形成するため、キャンパスアメニティーの充実を進めるとともに、箕面新キャンパス移転に向けた整備を進める。
	24－３．効率的なスペースの運用・再配分を行うため、全学的・戦略的な観点から施設の有効利用に関する点検・評価を実施する。	24－３－１．建物等の有効活用に関する基本方針に基づき、効率的なスペースの運用・再配分を行うため、施設の利用状況の点検・評価を実施する。 また、箕面キャンパスの共用スペースの効率的な運用や、全学の講義室の稼働率について調査・検証を行うことで、有効利用の促進を図る。
	24－４．既存施設の長寿命化のため定期的な劣化状況の把握等を行い、独自の予算措置のもとに計画的な施設老朽化対策を実施するとともに、省エネルギーに資する効率化・合理化を行う。	24－４－１．維持保全マニュアルに基づき、適切な維持保全を行うとともに、施設老朽化対策により緊急性、必要性の高い建物の改修、建築設備の更新等を実施する。 24－４－２．省エネルギーの実施状況等の調査・分析を行い、効率的な省エネルギー対策を検討する。また、省エネルギー推進会議を開催し、全学的な省エネルギー活動を推進する。令和元年度の省エネ取組効果を踏まえ、令和２年度の省エネ計画を策定する。
２　リスク管理に関する目標	２　リスク管理に関する目標を達成するための措置	
25．全学的なリスク管理体制のもと、危機管理意識の高い教育研究環境を構築する。	25－１．危機管理意識の高い教育研究環境を構築するため、大学のリスクについて点検し、情報を一元管理する。	25－１－１．危機管理・リスク管理意識の高い教育研究環境を構築するために、各部局から安全衛生管理部に提出された事故連絡票や学内巡視から得た情報をもとに各関連部署と連携して学内のリスクについて点検し、その情報について、各事業場の安全

		衛生委員会等を通じて大学内で情報共有する。また、大阪大学リスク管理支援システムを適切に運用するとともに、危機管理体制の整備を行い、危機管理体制の強化を目指す。
	25－２．実験・研究は、労働安全衛生法に基づく作業環境測定、安全衛生巡視、教職員健康管理など法令等に基づき厳正な安全衛生管理のもとで行うとともに、実験廃液の処理、薬品管理支援システムを運用するなど環境を保全する。	25－２－１．実験・研究の安全衛生管理の推進のための作業環境測定を継続的に実施し、該当部局への問題点の指摘及び解決方法の示唆、各事業場の安全衛生委員会での報告・議論を通じて、法令に基づいた各部局の安全衛生管理・環境保全対策にフィードバックする。 25－２－２．適正な実験・研究環境の維持のための安全衛生巡視を継続的に実施し、各部局の安全衛生管理・環境保全の向上について引き続き指導・助言を行う。
	25－３．学生・教職員の危機管理意識を高めるため、リスク管理・安全衛生管理・環境保全に関する講習会を開催するなど効果的なリスク管理教育を実施する。	25－３－１．人事労務、事務組織担当理事及び安全衛生管理部において、危機管理・リスク管理・安全衛生管理・環境保全に関する全学的な教育・講習を継続的に実施する。各種講習会の開催や刊行物の作成にあたっては、安全衛生管理部へ連絡のあった事故情報等を加えるなど、適宜、内容の見直しを行い、教育効果の向上を図る。また、受講者の増加を図るために各事業場の安全衛生委員会での周知やポスターの掲示等を行う。また、希望する部局に対して、危機的状況が発生した際に適切な行動が取れるよう、体験型危機管理訓練を実施する。
	25－４．学生・教職員のこころの健康づくりを推進するため、相談や診療、復職支援等を実施するとともに、監督的立場にある教職員に対する研修会を開催することにより、メンタルヘルスケアを積極的に行う。また、研修の実施や啓発リーフレットの配布、ポスター掲示等、多様なアプローチによる啓発活動をし、ハラス	25－４－１．学生・教職員のこころの健康づくりを推進するキャンパスライフ健康支援センター（保健管理部門）の精神科医を中心に、メンタルヘルスケアに係る診療・相談・復職支援を実施し、必要に応じ、同センター相談支援部門と連携する。 25－４－２．キャンパスライフ健康支援センター（保健管理部門）において、職員健康診断の WEB 予約と

	メントの防止対策を徹底する。	連動してストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては面談を行う。また、分析結果を各部局等に提供し、教職員のメンタルヘルス不調の未然防止を目指す。 25－４－３．教職員の理解を高めるために、各部局を対象にメンタルヘルス研修会を実施する。また、安全衛生管理部と協力して、管理監督の立場にある教職員を対象にメンタルヘルス講習会を実施する。 25－４－４．ハラスメント防止のための研修等を実施し、予防啓発に努めつつ、新たに導入した啓発方法（ハラスメント意識チェック（e-ラーニング））のさらなる周知を図り、実施を徹底する。
３　法令遵守等に関する目標	３　法令遵守等に関する目標を達成するための措置	
26．国民からの期待に応え、信頼される大学として、社会の要請や課題に対応しつつ、法令を遵守し、適正な大学運営を行う。	26－１．公的研究費の不正使用を起こさないという決意を持ち、公的研究費の適正な執行管理を徹底するため、全学的な公的研究費の不正使用防止に関する責任体系のもとで、適正な運営及び管理のための環境整備、教職員の意識向上に向けコンプライアンス教育を実施する。	26－１－１．各部局の再発防止策の継続的な実施を促すとともに、履行の確認及び確実なフォローアップを行うことで、公的研究費の不正使用防止のための取組を実施する。 26－１－２．公的研究費に携わる教職員・院生等の不正使用防止への意識向上に向け、広報誌の発行やリーフレットの配付及びコンプライアンス教育を実施する。また、適正な運営及び管理のための環境整備を継続して行う。
	26－２．研究者等に求められる倫理規範を修得させるため、教員・学生を対象とした研究活動における不正行為を防止するための倫理教育等を実施する。	26－２－１．各部局の研究倫理教育責任者が中心となり、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を実施する。
	26－３．本学の有する情報資産の保護及び活用のため、大阪大学情報セキュリティポリシー及び対策基準を遵守し、情報セキュリティを確保する。	26－３－１．情報セキュリティの意識向上を図るため、講習会等の開催及び e-ラーニングによる研修、意識チェックを実施する。 26－３－２．情報セキュリティ確保に係る評価指標及び評価手法により、評価を実施する。

大阪大学
OSAKA UNIVERSITY

令和2年4月

【担当】
企画部経営デザイン課計画・評価係
Tel：06-6879-7175/7158（内線：7115/7158）
E-mail：souchou-keikaku@office.osaka-u.ac.jp